

1. 脱炭素社会実現への取組について

質問要旨

脱炭素社会実現への取組に関し、次の諸点について、知事の所見を伺いたい。

- (1) 令和4年の地球温暖化対策推進法改正により、再生可能エネルギー導入等の脱炭素化に資する事業に取り組む民間企業に出資する官製ファンドの創設が規定されるとともに、国が地方公共団体への財政上の措置に努める旨が規定された。このような支援を有効に活用し、効果的な施策に取り組むことを期待するが、脱炭素社会実現に向けた取組をさらに加速していく必要がある中、今後、事業を進めるために必要となる財源確保について、どのように考えているのか。
- (2) 令和6年の法改正では、温室効果ガス排出削減を促進するため、排出量の少ない製品等の選択やライフスタイル転換を促す規定が整備されるとともに、現在、市町村のみが定める再エネ促進区域等を都道府県と市町村が共同し定めることができるとされたが、今回の法改正を受け、本府としてどのように新たな施策を展開していくのか。

答弁

池田輝彦委員の御質問にお答えいたします。

脱炭素社会の実現に向けた取組の強化についてでございます。

地球温暖化は今や「地球沸騰化」の時代に入ったといわれるほど進み、パリ協定が目指す気温上昇を産業革命以前より1.5℃以下に抑えるには、気候変動対策を加速させることが求められております。

国におきましては、脱炭素と経済成長の両立を目指すGXを推進するとされており、地域での取組を進めるため令和4年度に200億円規模の地域脱炭素移行・再エネ推進交付金を創設されたところでございます。

京都府におきましては、地域共生型の再エネをテーマに、この交付金を申請し、令和10年度までの5年間で約13億円の採択を受けましたので、中期的な視点で事業者や家庭向けの太陽光発電設備等の導入支援を拡充して展開してまいりたいと考えております。

また、国のエネルギー構造高度化・転換理解促進事業費補助金についても、約1億円の採択を受けており、太陽光発電により製造した水素を活用する実証事業に取り組むこととしております。

こうした国の補助制度も活用し、脱炭素化の取組を積極的に推進してまいりたいと考えております。

次に、地球温暖化対策の推進に関する法律の改正に伴う対応についてでございます。

委員ご指摘のとおり、地球温暖化対策をより広域的に進めるため、令和7年4月から都道府県が市町村と共同して再エネ促進区域を設定できるように法改正がなされました。

京都府といたしましては、この法改正が目指す、市町村と連携した再エネ導入促進は非常に重要だと考えており、本年度は建築物の屋根や、導入が進んでいない駐車場、農地・ため池への再エネ導入などを進めていくため、まずは、市町村向けの勉強会を開催するなど、地域資源を活用した取組を始めたところでございます。

京都府と市町村の共同による促進区域の設定につきましては、現在、国において促進区域内における支援策などが検討されているところであり、国の動向を注視しながら検討してまいりたいと考えております。

また、法改正のもう一つの柱でありますライフスタイルの転換促進につきましては、家庭での電力消費量の多いエアコンと冷蔵庫について、省エネ機器への買替えを促す「京都省エネ家電購入キャンペーン」の展開、地球環境の大切さを学び考える参加・体験型のイベントであります「京都環境フェスティバル」の開催など、より多くの府民の皆様の脱炭素社会実現に向けた機運醸成に繋がる施策に取り組んでいるところでございます。

引き続き、国の法改正も踏まえながら、オール京都体制で脱炭素社会の実現を目指し、市町村と連携した再エネ導入や脱炭素に向けた府民の意識や行動、ライフスタイルの変革につながる取組を展開してまいりたいと考えております。

2. 特殊詐欺被害防止の取組について

質問要旨

特殊詐欺被害防止の取組に関し、次の諸点について、所見を伺いたい。 （警察本部長）

- (1) 全国における昨年の特殊詐欺被害の認知件数は過去 15 年間で最悪の被害と なっており、実際に被害にあった方への調査では、95%以上の方が自分は騙されない自信があったことが窺える結果であることから、近年増加傾向にある高齢者を狙った特殊詐欺から府民を守る取組をさらに強化していく必要があると考える。直接府民に周知する取組により、多くの方に認識していただくことが大切と考えるが、更なる周知に向けどのような手法を考えているのか。
- (2) 府内では、SNS を使った投資詐欺の被害額が特殊詐欺の被害額の倍以上となっており、SNS によるロマンス詐欺被害も増加していることから、これらの犯罪への早急な対策が必要と考えるが、SNS 型投資・ロマンス詐欺への対策の現状はどうか。

答弁

池田輝彦委員の御質問にお答えいたします。

まず、府内における特殊詐欺の被害については、本年9月末時点で、被害額が約7億5,000万円となっており、令和5年中の被害額を既に上回るなど深刻な情勢となっております。

この特殊詐欺の被害を防ぐためには、被害者に占める割合が8割を超えている高齢者の方々やその家族、周辺の方々に、被害防止に資する情報を提供することが重要であります。

府警察におきましては、テレビ、新聞など報道機関に、予兆電話の入電状況、最新の騙しの手口や、防犯機器に関する情報を提供しているほか、「防犯・犯罪情報メール」の登録者の方々に最新の被害や予兆電話の認知状況を発信するなど、いわゆるプッシュ型の被害防止活動に取り組んでいるところです。

また、特殊詐欺の犯行に悪用されている国際電話の利用休止に向けた申込手続の支援活動の強化に取り組んでいるほか、金融機関やコンビニエンスストアに対して、高齢者等が高額出金を申し出た場合や電子マネーカードの購入を申し出た場合の積極的な声かけと通報の依頼、事案を想定した声かけ訓練の実施等の連携を進めているところであり、引き続き、こうした特殊詐欺から府民を守る取組を進めてまいります。

次に、SNSを使用した投資詐欺、ロマンス詐欺の被害については、本年9月末時点で、被害額が約14億5,000万円で、特殊詐欺の約2倍となるなど深刻な情勢となっております。

府警察においては、こうした被害から府民を守るため、本年4月に刑事、生活安全、サイバーの関係部門によるプロジェクト・チームを設置し、匿名・流動型犯罪グループや暴力団の関与を見据えた取締りを進めております。

また、被害防止対策については、SNS事業者に対する国からの働きかけに資するよう、被害実態についてつぶさに警察庁に報告しているほか、金融機関と連携した顧客への声かけや、金融リテラシーの向上等、関係機関や事業者と連携した対策に取り組んでいるところであります。

引き続き、SNS型投資・ロマンス詐欺の被害撲滅に向けた対策を強力に推進して参る所存であります。